

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（会計企画調整室、厚生管理室、<u>ヘルスケア推進室</u>及び上席会計監査官）</p> <p>第12条の2 大臣官房会計課に、<u>会計企画調整室、厚生管理室及びヘルスケア推進室</u>を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 厚生管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>職員の福利厚生に関すること（職員の衛生、医療に関するものを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関すること（ヘルスケア推進室の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 <u>ヘルスケア推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>職員の衛生、医療に関すること。</u></p> <p>(2) <u>国家公務員共済組合法第3条第1項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関すること（当該共済組合が行う医療に関する事業に関することに限る。）。</u></p> <p>7 <u>ヘルスケア推進室に、室長（厚生管理企画官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、班及び班長並びに係及び係長を置く。</u></p> <p>8・9 （略）</p>	<p>（会計企画調整室、厚生管理室及び上席会計監査官）</p> <p>第12条の2 大臣官房会計課に、<u>会計企画調整室及び厚生管理室</u>を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 厚生管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。</u></p> <p>(4) <u>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関すること。</u></p> <p>(5) （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>6・7 （略）</p>

(医師確保等地域医療対策室、外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、救急・周産期医療等対策室、新興感染症等医療対策室及び医療関連サービス室)

第19条の5 医政局地域医療計画課に、医師確保等地域医療対策室、外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、救急・周産期医療等対策室、新興感染症等医療対策室及び医療関連サービス室を置く。

2～7 (略)

8 救急・周産期医療等対策室は、救急医療、災害時における医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）に関する事務をつかさどる。

9 救急・周産期医療等対策室に、室長、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

10 新興感染症等医療対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療に関すること。

(2) 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること（医療安全推進・医務指導室の所掌に属するものを除く。）。

11 新興感染症等医療対策室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

12・13 (略)

(医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフ

(医師確保等地域医療対策室、外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、災害等緊急時医療・周産期医療等対策室及び医療関連サービス室)

第19条の5 医政局地域医療計画課に、医師確保等地域医療対策室、外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、災害等緊急時医療・周産期医療等対策室及び医療関連サービス室を置く。

2～7 (略)

8 災害等緊急時医療・周産期医療等対策室は、地域医療計画課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 救急医療、災害時における医療、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）に関すること。

(2) 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること（医療安全推進・医務指導室の所掌に属するものを除く。）。

9 災害等緊急時医療・周産期医療等対策室に、室長、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

(新設)

(新設)

10・11 (略)

(医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフ

メディケーション推進室及び医薬品産業・ベンチャー等支援政策室)

第19条の8 医政局医薬産業振興・医療情報企画課に、医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及び医薬品産業・ベンチャー等支援政策室を置く。

2 医療用物資等確保対策推進室は、災害その他の緊急の事態に医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の安定的な供給を確保するための企画及び立案並びに調整に関する事務（医療機器政策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(削る)

(削る)

3～7 (略)

8 医薬品産業・ベンチャー等支援政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品の安定的な供給を確保するための企画及び立案並びに調整に関すること（医療用物資等確保対策推進室の所掌に属するものを除く。）。

(2) 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業を営むベンチャー企業等の支援に関すること（医療機器政策室の所掌に属するものを除く。）。

(3) 後発医薬品の使用促進に関すること。

9 医薬品産業・ベンチャー等支援政策室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

第24条及び第25条 削除

メディケーション推進室及びベンチャー等支援戦略室)

第19条の8 医政局医薬産業振興・医療情報企画課に、医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及びベンチャー等支援戦略室を置く。

2 医療用物資等確保対策推進室は、医薬産業振興・医療情報企画課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の安定的な供給を確保するための企画及び立案並びに調整に関すること（医療機器政策室の所掌に属するものを除く。）。

(2) 後発医薬品の使用促進に関すること。

3～7 (略)

8 ベンチャー等支援戦略室は、医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業を営むベンチャー企業等の支援に関すること（医療機器政策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9 ベンチャー等支援戦略室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

(水道水質管理室)

第24条 健康・生活衛生局水道課に、水道水質管理室を置く。

2 水道水質管理室は、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関することをつかさどる。

3 水道水質管理室に、室長（水道水質管理官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

（新開発食品保健対策室、器具・容器包装基準審査室、残留農薬等基準審査室及び国際食品室）

第25条 健康・生活衛生局食品基準審査課に、新開発食品保健対策室、器具・容器包装基準審査室、残留農薬等基準審査室及び国際食品室を置く。

2 新開発食品保健対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 食品等（組換えDNA技術その他の新たな技術により製造又は加工された食品等に限る。）の衛生に関する規格又は基準に関すること。

(2) 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に関すること（公衆衛生の向上及び増進に関することに限り、食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。

3 新開発食品保健対策室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

4 器具・容器包装基準審査室は、器具・容器包装、おもちゃ及び洗剤の規格基準に関する事務をつかさどる。

5 器具・容器包装基準審査室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

6 残留農薬等基準審査室は、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の規格又は基準に関することをつかさどる。

7 残留農薬等基準審査室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び

(H A C C P 推進室、食中毒被害情報管理室及び輸出先国規制対策室)

第 2 5 条の 2 (略)

2 H A C C P 推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関する事務、食品衛生監視員に関する事務、食品等及び洗淨剤の衛生に関する取締りに関する事務（感染症対策部の所掌に属するものを除く。）並びにと畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獣畜及び食鳥の処理の適正に関する事務のうち、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。）の推進に関すること。

(削る)

(2) 食品及び添加物の衛生に関する輸出検査に関すること。

係長を置く。

8 国際食品室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 健康・生活衛生局の所掌に属する国際関係事務に関する総合調整に関すること（食品の安全性の確保に関することに限る。）。

(2) 輸出され、又は輸入される販売の用に供し、又は営業上使用する食品等（栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品を除く。）の衛生に関する調査及び研究に関すること。

9 国際食品室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

(H A C C P 推進室、食中毒被害情報管理室及び輸出先国規制対策室)

第 2 5 条の 2 (略)

2 H A C C P 推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関する事務、食品衛生監視員に関する事務、食品等及び洗淨剤の衛生に関する取締りに関する事務（感染症対策部及び食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）並びにと畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獣畜及び食鳥の処理の適正に関する事務のうち、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。）の推進に関すること。

(2) 総合衛生管理製造過程（食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 3 条第 1 項に規定する総合衛生管理製造過程をいう。）を経て食品を製造し、又は加工することについての承認に関すること。

(3) 食品及び添加物の衛生に関する輸出検査に関すること（食品基

3～7 (略)

(エイズ対策推進室、結核対策推進室、パンデミック対策推進室、国際感染症対策室及び国立健康危機管理研究機構設立準備室)

第25条の4 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課に、エイズ対策推進室、結核対策推進室、パンデミック対策推進室、国際感染症対策室及び国立健康危機管理研究機構設立準備室を置く。

2～9 (略)

10 国立健康危機管理研究機構設立準備室は、国立健康危機管理研究機構の設立の準備に関する事務及び当該事務に関する総合調整に関する事務をつかさどる。

11 国立健康危機管理研究機構設立準備室に、室長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)、室長補佐(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)並びに係及び係長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

(監査指導室、アルコール健康障害対策推進室及び障害福祉サービス等データ企画室)

第39条 (略)

2 監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) (略)

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第38条の6及び第40条の5の規定による報告徴収等の事務並びに同法を施行するため都道府県知事が行う事務についての監査に関すること。

3～7 (略)

(貸金政策推進室)

準審査課の所掌に属するものを除く。)。

3～7 (略)

(エイズ対策推進室、結核対策推進室、パンデミック対策推進室及び国際感染症対策室)

第25条の4 健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課に、エイズ対策推進室、結核対策推進室、パンデミック対策推進室及び国際感染症対策室を置く。

2～9 (略)

(新設)

(新設)

(監査指導室、アルコール健康障害対策推進室及び障害福祉サービス等データ企画室)

第39条 (略)

2 監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) (略)

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第38条の6の規定による報告徴収等の事務及び同法を施行するため都道府県知事が行う事務についての監査に関すること。

3～7 (略)

第44条の2 政策統括官の下に、賃金政策推進室を置く。

2 賃金政策推進室は、賃金に関する総合かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（労働基準局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 賃金政策推進室に、室長（組織令第18条第1項に規定する公文書監理官をもって充てられるものとする。）、室長代理（組織令第18条第1項に規定する審議官をもって充てられるものとする。）、副室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに班を置く。

4 室長代理は、室長を助け、賃金政策推進室の事務を分担処理する。

5 副室長は、命を受けて、室長及び室長代理を助け、賃金政策推進室の事務を分担処理する。

6 室員は、命を受けて、賃金政策推進室の事務を分担処理する。

7 班に班長を置く。

8 班長は、命を受けて、その班に属する職員の指揮監督を行い、班の事務処理にあたる。

9 室長代理及び副室長の定数並びに班の名称、数及び所掌事務は、政策統括官が大臣の承認を得て定める。これを変更しようとする場合も同様とする。

（この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等）

第55条 第9条の3、第12条から第14条まで、第19条から第23条まで、第25条の2から第28条の2まで、第28条の5、第29条の3、第30条、第30条の3、第32条から第33条の2まで、第35条の3、第36条の3から第42条の11まで、第45条、第47条、第49条から第51条まで、第53条及び前条に規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞ

（新設）

（この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等）

第55条 第9条の3、第12条から第14条まで、第19条から第28条の2まで、第28条の5、第29条の3、第30条、第30条の3、第32条から第33条の2まで、第35条の3、第36条の3から第42条の11まで、第45条及び第47条から前条までに規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第

れ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第4条第3項若しくは第4項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。

2 (略)

4条第3項若しくは第4項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。

2 (略)